

# 通関業務料金表

2025年1月6日実施

(単位:円)

通関業務の種類		単位	料金
①輸出(積戻し)申告		1件	5,900
②輸入申告	申告納税	〃	11,800
	賦課課税	〃	10,500
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 (加工又は製造若しくは展示されたものを除く)	〃	7,000
③保税蔵置場蔵入申請		〃	7,000
④保税工場移入申請		〃	7,000
⑤保税展示場蔵置等承認申請		〃	7,000
⑥総合保税地域総保入申請		〃	7,000
⑦輸入許可前貨物引取申請		〃	5,100
⑧外国貨物船(機)用品積込申告		〃	5,100
⑨外国貨物運送申告(保税運送承認申請)		〃	5,100
⑩修正申告		〃	5,000
⑪その他の申告・申請又は届		〃	1,300
⑫検査立会料	貨物の特性、取扱い規模による	〃	3,000～10,000
⑬割引料	貨物の特性、取扱い規模による		

(備考)

- (1)①から⑨までの各種申告、申請の手続料金の対象事務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれを同時に行われる経常的手続き(例えば、免税申告書の作成、予備申告等)の処理を含む。
- (2)保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸出申告については、②の輸入申告料金を適用する。
- (3)輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもって運送申告書(保税運送)を兼用するときは、①又は⑧の料金に⑨の料金を加算しない。
- (4)⑪の「その他の申告・申請又は届」に関する料金は、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行なった場合は(例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、開港時間外の執務を求める届出手続等)に限り、適用する。
- (5)輸出(積戻し)申告及び輸入申告(輸入申告には、蔵入申請、蔵出申請、移入申請、移出申請、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(5)において同じ。)において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。
  - イ 輸出(積戻し)申告の場合、3欄までを1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数3欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
  - ロ 輸入申告の場合、3欄までを1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数3欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
- (6)用紙代、通関手続に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれますが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、遠隔地の検査立会いに要した交通費等の特別の費用については、実費として請求することができる。

(注)次に掲げる手続については、表(備考を含む)に掲げる料金は適用せず、事務に要した費用、及びその他の実費に基づく額を料金とする。

- イ 輸入貨物の評価(包括)申告
- ロ 特例申告(輸入(引取)申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く)
- ハ 特例輸入者承認申請
- ニ 特例輸出者承認申請
- ホ 更生の請求(輸入の許可後に行うものに限る)
- ヘ 輸入(引取)申告(特例申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く)
- ト 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請(他法令)
- チ 小包、携帯品、託送品及び別送品等の申告及び申請
- リ 輸出入申告等、通関業務に対する取扱手数料

通関業者  
有限会社ケイアンドジェイ